

11月12日〜同25日は
「女性に対する暴力を
なくす運動」期間です

市市民交流課

配偶者からの暴力であるDV（ドメスティック・バイオレンス）や性犯罪、売買春、セクシユアル・ハラスメント、ストーカ―行為など女性への暴力が後を絶ちません。
最近では、中高生や若いカップルで起こる暴力（デートDV）の被害も問題になっています。

これらは、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会の形成を阻害するものです。

暴力の背景にはさまざまな要因がありますが、男性は女性より上位、妻は夫に従うべき、束縛は愛情であるといった男女観や、圧倒的な男女の経済力の差も大きな要因となっています。

社会が女性への暴力を容認しないよう、男女が互いに尊重しあえる男女共同参画を推進しましょう。

問い合わせ先 市市民交流課
☎30-6113番、FAX
22-1398番

11月25日〜12月1日は
「犯罪被害者週間です」

市まちづくり推進室

犯罪被害者やその家族、遺族の人たちが再び平穏に暮らせるようになるためには、一人ひとりの理解が必要です。
「犯罪被害者やその家族へ一人でも悩まず相談してください」と、困っていること、不安なこと、何でも相談してください。

相談窓口 滋賀県犯罪被害者総合窓口 ☎077-5251-0103番

相談時間 月〜金曜日（祝日・年末年始を除く）午前10時〜午後4時

犯罪被害者支援フォーラム
2010を開催します

日時 11月12日（金）午後1時30分〜午後4時

場所 栗東芸術文化会館「さきら」（栗東市）

内容 講演・インタビュ―講演テーマ オウム事件の経緯をふまえて今考えること
講師 河野義行さん（松本サリン事件被害者）

フォーラムの問い合わせ先
NPOおうち犯罪被害者支援センター ☎077-527-5310番（FAX共用）

「家屋の取り壊し」「建物の用途変更」「未登記家屋の所有権移転」をした人は
今年のおうちに届出が必要ですよ

市 税務課

固定資産税の課税の基準となる日（賦課期日）は、毎年1月1日です。固定資産税は、賦課期日に資産を持つている人に課税されます。固定資産税を適正に課税するため、次のいずれかに該当する場合は、年内（12月28日（火）まで）に届出をしてください。

届出書は、税務課窓口にあります。また、彦根市ホームページからダウンロードすることもできます。

①家屋を取り壊したとき
②家屋の用途を変更したとき
（例 店舗から住宅への変更）
③未登記家屋の所有者を変更したとき（例 未登記家屋の相続や売買）

問い合わせ先 市税務課資産係 ☎30-6138番、FAX 22-1398番

原子爆弾被爆者二世の
健康診断が行われます

市健康推進課

対象者 被爆者健康手帳を持つ父または母（すでに死亡している場合も含む）の子で、

問い合わせ先 市清掃センター
☎22-2734番、FAX
24-7787番

月 日	11月3日 (水・祝)	23日 (火・祝)	12月23日 (木・祝)
ごみ等の収集	水曜日の区域を収集します	収集なし	木曜日の区域を収集します
清掃センターへの直接搬入	不可	不可	不可

1つの場所で3つの窓口相談が受けられる
ワンストップ・サービス・デイを開催します

市内在住の人を対象に、彦根公共職業安定所（ハローワーク彦根）、彦根市社会福祉協議会、滋賀県社会福祉協議会、彦根市福祉事務所の次の業務について一か所で相談を受けます。利用を希望する人は直接、開催場所にお越しください。

日時 11月24日（水） 9:00〜16:00
場所 彦根市福祉保健センター2階 市社会福祉課（平田町）

- 相談内容
- ①ハローワーク彦根 職業相談・職業紹介、職業訓練の相談、訓練・生活支援資金の相談や雇用促進住宅の入居あっ旋
 - ②彦根市社会福祉協議会、滋賀県社会福祉協議会 生活福祉資金（総合支援資金）貸付などの相談・申請
 - ③市社会福祉課 生活保護相談

なお、総合労働相談（滋賀労働局）、多重債務相談（滋賀弁護士会）、心の相談【13:00〜16:00】（市湖東健康福祉事務所）は、ハローワーク彦根（西今町）でワンストップ・サービスを行います。詳しくは、ハローワーク彦根へお問い合わせください。
問い合わせ先 ハローワーク彦根 ☎22-2500、市社会福祉課 ☎23-9590

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金の請求受付がはじまりました

市社会福祉課

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金の請求受付が10月25日（月）からはじまりました。対象者は戦後強制抑留者で、平成22年6月16日現在、日本国籍を有するご存命の人です。

請求受付期限は平成24年3月31日（土）です。請求書を持っていない人は、問い合わせ先にご連絡ください。請求書を送付します。
問い合わせ先 独立行政法人平和祈念事業特別基金事業部特別給付金担当 ☎0570-0591204番、受付時間は、月〜金曜日（祝日を除く）午前9時〜午後6時

2010 国勢調査 ご回答ありがとうございました

調査の結果は、国・県・市の行政資料として使われるほか、報告書やホームページなどをおして幅広く活用されます。
問い合わせ先 市企画課 ☎30-6143、☎30-6101、FAX22-1398

相続または贈与等に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金の税務上の取り扱いが変更されます

税務署からのお知らせ

遺族の人が年金として受給する生命保険のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。その結果、税務上の取り扱いを改めましたので、お知らせします。これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分について、所得税が納めすぎとなっている人について、納めすぎとなっている所得税が還付されます。必要な手続き（更正の請求または確定申告など）をしてください。
対象となる人や手続き方法については、国税庁ホームページをご覧ください。
※平成17年分について、早い人は平成22年12月末まで還付できる期限となりますので、早めの手続きをお願いします。
※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納付額が生じなかつた人も対象となります。

問い合わせ先 彦根税務署 ☎22-7640番（自動音声による受付）、国税庁ホームページ www.nta.go.jp

市役所からのお知らせ

市市民税にも還付などの影響が生じる場合は、税務署からの通知に基づき市市民税を更正します。まず税務署で必要な手続きをしてください。また、対象の年金受給当時に申告を行っていない場合で、今回新たに還付のため申告をする場合は、市市民税が課税されていないため、新たに市市民税が課税される場合があります。
問い合わせ先 市税務課 ☎30-6140番、FAX 22-1398番